

議案第8号

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

消防団員の処遇改善を図るため、一部の階級について職責に応じた年額報酬額に見直しを行うことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例（昭和52年二宮町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1副分団長の項報酬額の欄中「40,000円」を「45,000円」に改め、同表班長の項報酬額の欄中「33,000円」を「35,000円」に改め、同表団員の項報酬額の欄中「33,000円」を「34,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(議案第8号) 二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1 (第14条関係)		別表第1 (第14条関係)	
職名	報酬額	職名	報酬額
(略)		(略)	
副分団長	〃 <u>45,000円</u>	副分団長	〃 <u>40,000円</u>
班長	〃 <u>35,000円</u>	班長	〃 <u>33,000円</u>
団員	〃 <u>34,000円</u>	団員	〃 <u>33,000円</u>